

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（予防治山事業）					
地区名	瀬戸市定光寺町					
事業箇所	瀬戸市定光寺町					
事業のあらまし	地すべり対策工の集水井の蓋及び防護柵を交換する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 井戸蓋及び防護柵を交換することにより、経年変化により老朽化した地すべり防止施設の機能回復を図る。					
事業費	事業費		内訳			
	12百万円		■工事費 12百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円			
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成27年度
事業内容	井戸蓋7基、フェンス10基を設置する。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該箇所では、既存地すべり防止施設が経年変化により老朽化し、井戸への予期せぬ転落事故を起こすおそれがある。				
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を12百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は27百万円の予定である。				
	2) 地元の合意形成	合意済み				
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。			
【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。						
【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。						
III 対応方針						
妥当		事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
■対象（事業完了後5年目） □対象外						
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】						
【主な評価内容】 治山施設の整備状況						